

# 総価契約単価合意方式の実践を踏まえて

—平成22年度取り組み結果から見えてくるもの—

国土交通省大臣官房技術調査課 コスト評価係長

さとう じゅん  
佐藤 潤

国土交通省国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター建設システム課

よしだ きよし  
主任研究官 吉田 潔

## 1. はじめに

近年の厳しい財政状況を反映して、建設投資額はピーク時（平成4年度）から5割以上の減少となっています。過当競争の激化等もあり、建設業の営業利益率も低迷し、社会資本整備を取り巻く状況には大変厳しいものがあります。

このような状況の中で、例えば、低価格による受注が行われた場合には、工事品質の確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請け業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等の悪影響が懸念されるところです。このため、一つ一つの工事について、適正価格で契約をする取り組みが求められているところです。

一方で、現場の条件変更等があった場合には、工事請負契約書第24条に基づき、請負代金額の変更協議を行うこととなりますが、発注者側の契約変更額は、標準積算基準等に基づき工事の標準的な価格として算定しているため、受注者の技術的特性が必ずしも十分に反映されていない額となっている可能性もあり、受発注者間で価格に対する認識が異なることで協議が難航することもあります。

このため、国土交通省では、平成22年4月1日以降に入札公告を行う、河川・道路等の全ての土

木工事等において、総価契約単価合意方式を導入することとしました。

本稿では、総価契約単価合意方式の概要および平成22年度の取り組み結果から見えてきた改善点等について、アンケート調査結果を交えながら説明いたします。

## 2. 総価契約単価合意方式の概要

### (1) 導入の背景、目的

総価契約単価合意方式は、受発注者間で、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払い金額の算定等に用いる単価を前もって協議して合意しておくことにより、契約変更協議等の円滑化を図るものです。

当然のことながら受発注者間で協議する単価については、総価の内訳として合意するものであり、現行の会計令の下で行うものです。

また、単価合意は、それ自体が契約の内容を規律するものではなく、あくまで契約変更等のための単価等を合意するものであり、総価請負契約ということは変わらず、契約書第1条第3項のいわゆる「自主施工の原則」を変えるものではありません。

### (2) 実施方法

総価契約単価合意方式の実施方法は2種類あり、基本的には単価等を個別に合意する方式（単価個別合意方式）です。分任支出負担行為担当官が契約する工事（1件につき予定価格が3億円未満の工事。北海道開発局においては、1件につき予定価格が2億5,000万円未満の工事。以下「分任官工事等」という）においては、受注者の希望により当初契約時の予定価格に対する請負代金額の比率を乗じ、単価等を包括的に合意する方式（単価包括合意方式）も可能としています。

### (3) 単価協議

単価個別合意方式の場合については、基本的には、細別（レベル4）ごとにその単価等を受発注者間で協議し、合意します。共通仮設費（率計上分）、現場管理費、一般管理費等については、その額を合意します。

単価協議の実施にあたっては、受注者から契約締結後14日以内に提出される請負代金内訳書の受理後、発注者から単価協議書を受注者へ送付し、単価協議を実施します。なお、単価協議の期間は、協議開始の日から14日以内としており、14日以内に協議が整わず最終的な「合意単価表（案）」が作成できない場合には、単価包括合意方式に移行することとしています。

単価包括合意方式の場合は、受注者から提出された単価包括合意方式の希望書を受理後、発注者から設計変更時に用いる単価の考え方について記載した単価合意書を受注者に送付し、単価合意書を締結することになります。

### (4) 設計変更時の合意単価の取扱い

現場条件の変更等により当初契約内容に変更が生じた場合、当初契約時点で合意した単価を用いて、設計変更金額を算出することが基本となりますが、当初合意した単価をそのまま使用することにより、契約当事者の一方に過度な負担を強いる場合があります。

このため、工事請負契約書第24条において、以下のように記載することとしています。

#### 工事請負契約書 第24条（請負代金額の変更方法等）

請負代金額の変更については、数量の増減が著しく単価合意書の記載事項に影響があると認められる場合、施工条件が異なる場合、単価合意書に記載のない工種が生じた場合又は単価合意書の記載事項によることが不適当な場合で特別な理由がないときあつては、変更時の価格を基礎として発注者と受注者とが協議して定め、その他の場合あつては、単価合意書の記載事項を基礎として発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（注）○の部分には、原則として、「14」と記入する。

工事請負契約書第24条においては請負代金変更の際、合意単価以外を用いる四つの場合と合意単価を用いる場合を定めています。これらの場合に用いる発注者側の積算単価の考え方はそれぞれ以下のとおりです。なお、単価合意は変更協議等を円滑に行うためのものであり、工事請負契約書第18条の条件変更等の考え方について従来と変わるものではありません。

#### ① 直接工事費および共通仮設費（積み上げ分）の変更額の算定

##### 【単価合意書記載の単価以外を用いる場合】

1) 数量の増減が著しく単価合意書記載の単価に影響があると認められる場合で特別な理由がないとき

当該細別（レベル4）の比率（発注者側の積算単価に対する合意単価の比率をいう。以下本項同様）に変更後の条件により算出した発注者側の積算単価を乗じます。

（例）「掘削（土砂）」の内容が、「普通土30,000 m<sup>3</sup>未満」⇒「普通土30,000m<sup>3</sup>以上」に変更。

2) 施工条件が異なる場合で特別な理由がないとき

- ・既存の細別（レベル4）の積算条件が変更された場合は、当該細別（レベル4）の比率に変更後の条件により算出した発注者側の積算単価を乗じます。

（例）ダンプトラック運搬において、指定場所の変更により、運搬距離が変更。

- ・既存の工種（レベル2）に、新たな種別（レベル3）または細別（レベル4）が追加された場合は、当該工種（レベル2）の比率に発注者側の積算単価を乗じます。

（例）「掘削（土砂）」が「掘削（硬岩）」に変更。

3) 単価合意書に記載のない工種が生じた場合で特別な理由がないとき

- ・新規に工種（レベル2）が追加された場合の直接工事費および共通仮設費（積み上げ分）については、合意した工事と施工体制が異なると判断し、標準積算基準により算出した発注者側の積算単価とします。

ここで新規工種（レベル2）が追加された場合とは、工事工種体系の工種の用語上で同一の用語となる場合を除きます。

4) 単価合意書記載の単価によることが不適当な場合で特別な理由がないとき

上記1)または2)に該当しないが、合意単価によることが不適当な場合は、当該細別（レベル4）の比率に変更後の条件により算出した発注者側の積算単価を乗じます。ただし、当該単価が細別（レベル4）ではなく、工種（レベル2）または種別（レベル3）のものである場合は、当該工種（レベル2）の比率に変更後の条件により算出した発注者側の積算単価を乗じます。

（例）「作業土工」（一式）において、目的物の形状変更に伴い数量が増減変更。

【単価合意書記載の単価を用いる場合】

上記1)～4)以外の場合は、合意単価を用います。

（例）1)～4)に該当しない数量増減変更。

② 共通仮設費（率分）、現場管理費、一般管理

費等の変更額の算定

共通仮設費（率分）、共通仮設費（イメージアップ経費率計上分）、現場管理費、一般管理費等（以下「間接費」という）などの率計算により算出する項目については、①の単価を基礎として算出した積算基準書で定める対象額に、変更前の対象額に対する合意金額の比率および積算基準書の率式を利用した変更後の低減割合を乗じて算出することとします。

### 3. アンケート調査結果概要

#### (1) アンケート調査の概要

平成22年度に総価契約単価合意方式により実施した工事のうち、土木工事の工種区分ごと、合意方式別ごと（個別、包括）、ならびに工事規模ごと（本官、分任官）、各地方整備局（東北地方整備局を除く）1工事ずつを目安として抽出し、受発注者それぞれに平成23年3月にアンケートを実施しました。

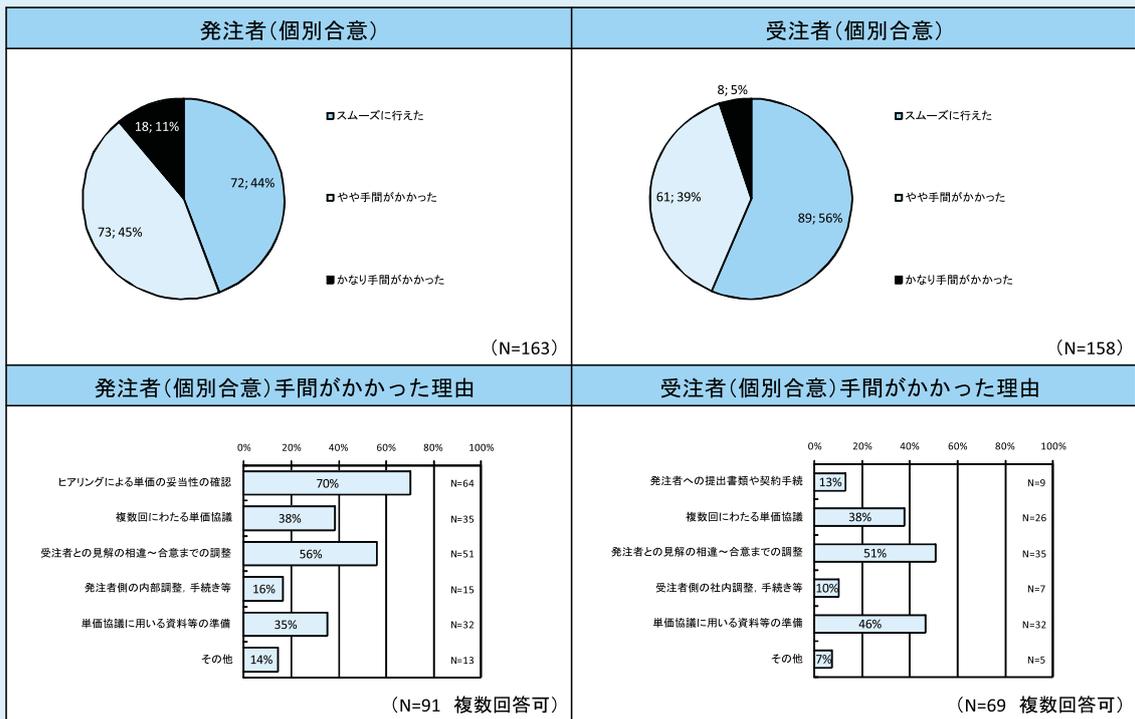
アンケート対象工事408工事のうち、有効回答数は発注者396工事（97.1%）、受注者390工事（95.6%）でした。

#### (2) 単価個別合意方式のアンケート結果

##### ① 単価協議の容易さ

単価協議の容易さを問う設問に対して、「やや手間がかかった」と「かなり手間がかかった」をあわせると、発注者は56%、受注者は44%との結果が得られました。手間がかかった理由は、発注者は「ヒアリングによる単価の妥当性の確認」「受注者との見解の相違の調整」、受注者は「発注者との見解の相違の調整」「単価協議に用いる資料等の準備」が多くなっています（図－1）。

“妥当性の確認”および“見解相違の調整”については、今後の事例蓄積による効率化が望まれます。受注者の“資料準備”については、単価協議において一般的に発注者から求められる資料を事前に周知しておくことにより改善が期待されます。



図一 問 単価協議はスムーズに行えましたか

② 単価合意結果

単価協議により合意された単価の状況を問う設問に対して、発注者からは「合意単価の概ね70%以上で官積算単価の±10%の範囲内だった」が85%、受注者からは「合意単価の概ね70%以上で受注者が考えていた単価での合意だった」が82%という結果が得られました(図一2)。

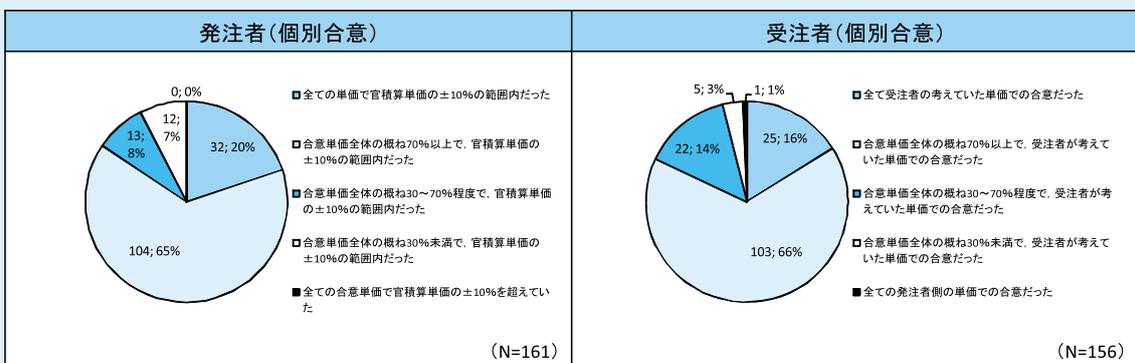
受注者は概ね当初考えていた単価で合意できていることから、受注者が提出した請負代金内訳書を基に、発注者が算出根拠等の妥当性をヒアリングにより確認する方式は適切であると考えられま

す。

③ 総価契約単価合意方式のメリット

変更における総価契約単価合意方式のメリットを問う設問に対して、「メリットを感じた」が、発注者は31%、受注者は73%との結果が得られました。受注者が感じた具体的なメリットは「落札率による一律圧縮ではなくなり、より実態にあった変更契約に近づいた」「最終額が見当しやすくなった」「変更金額の把握がしやすかった」が多くなっています(図一3)。

単価合意結果のアンケート結果から、受注者が



図一 問 単価協議により合意された単価の状況について

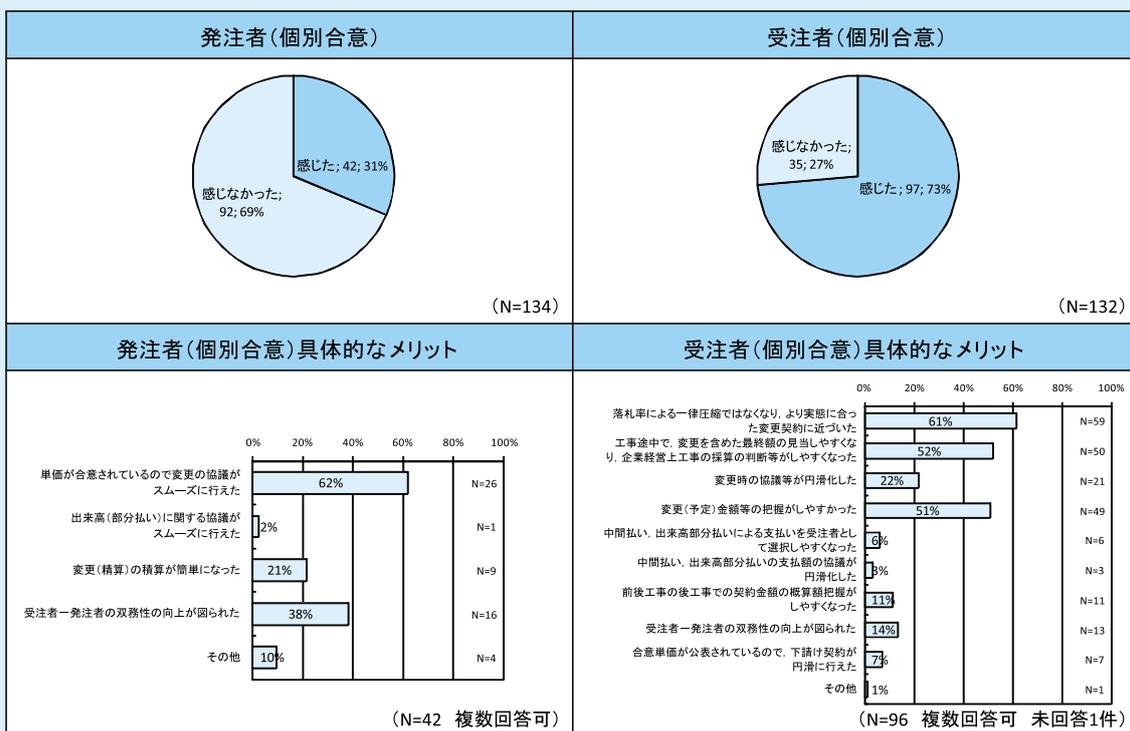


図-3 問 変更(中間, 精算)において、総価契約単価合意方式のメリットがあると感じましたか

“変更協議円滑化”に関連するメリットを大きく感じている一方、発注者は受注者の半分もメリットを感じていないことが明らかになりました。その理由として、発注者は総価契約単価合意方式導入前から実施してきた積算に変更があったわけではなく、従来の積算を行いさらに単価協議を行う手間が増えたと感じる一方で、受注者は、単価合意することで変更時の発注者側の積算価格が予測しやすくなったというメリットが大きいと考えられます。

### (3) 単価包括合意方式のアンケート結果

#### ① 単価包括合意方式の選択理由

受注者に単価包括合意方式を選択した理由を問う設問(複数回答)に対して、「単価包括合意方式の方が手間がかからず簡単だから」が78%との結果が得られました。単価包括合意方式を選択した受注者は、ほとんどが自発的に選択したものと考えられますが、一方で、「単価個別合意方式がよく理解できないから」が20%、「単価個別合意方式に必要な資料が協議期間中に準備できないから」が11%など、非自発的に単価包括合意方式を

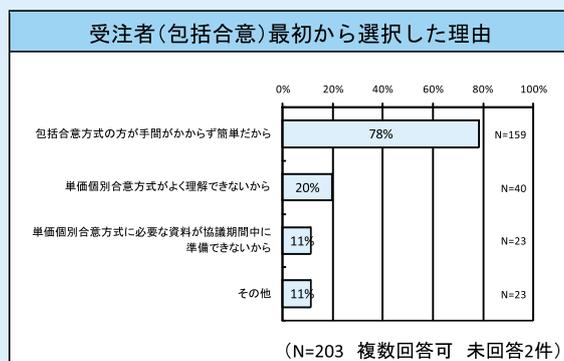


図-4 問 包括合意を選択した理由

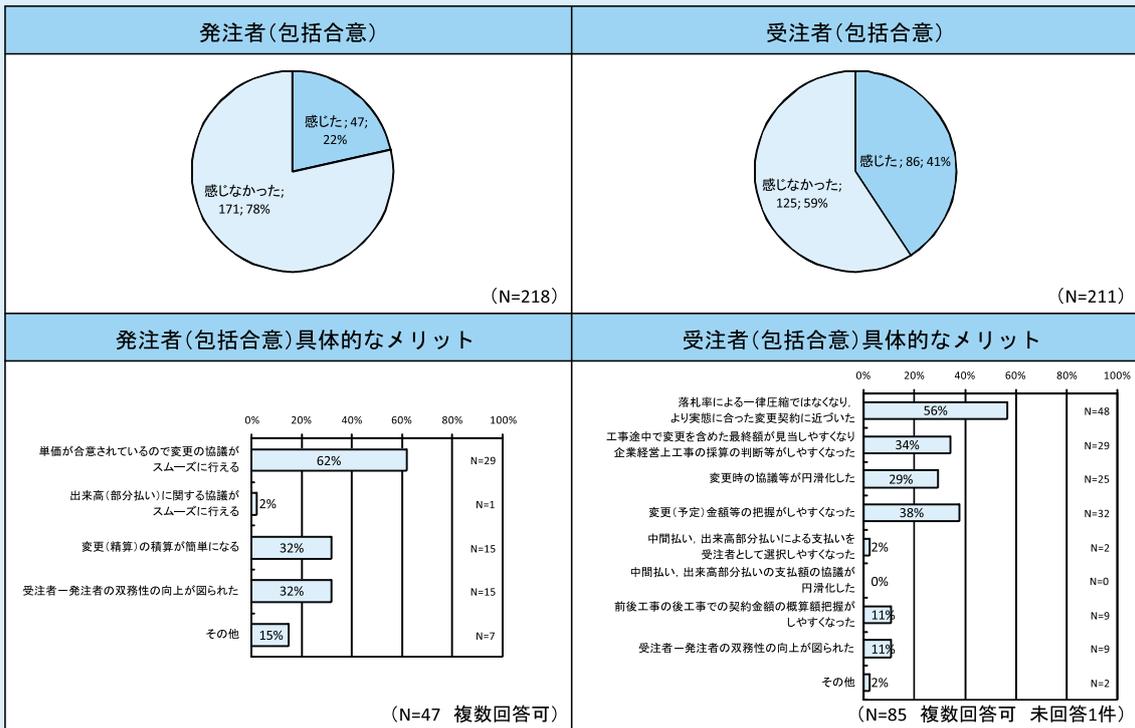


図-5 問 変更(中間, 精算)において、総価契約単価合意方式のメリットがあると感じましたか

選択したと考えられる受注者も少なからず見られます(図-4)。

単価個別合意方式のアンケート結果(図-3)にあるように、単価を個別に合意することでより実態にあった変更契約が可能となります。これがすなわち総価契約単価合意方式の導入目的である“変更協議円滑化”“双務性向上”に直結しますので、非自発的な単価包括合意方式選択の解消には重点的に取り組む必要があると考えています。そのためには総価契約単価合意方式の認知度、理解度向上が必要であり、単価協議における準備や心構えをあらかじめ知ることができる受注者向けマニュアルの整備が有効と考えられます。

#### ② 総価契約単価合意方式のメリット

変更における総価契約単価合意方式のメリットを問う設問に対して、「メリットを感じた」が、発注者は22%、受注者は41%との結果が得られました。受注者が感じた具体的なメリットは「落札率による一律圧縮ではなく、より実態にあった変更契約に近づいた」「最終額が見当しやすくなった」「変更金額の把握がしやすかった」が多くなっています(図-5)。

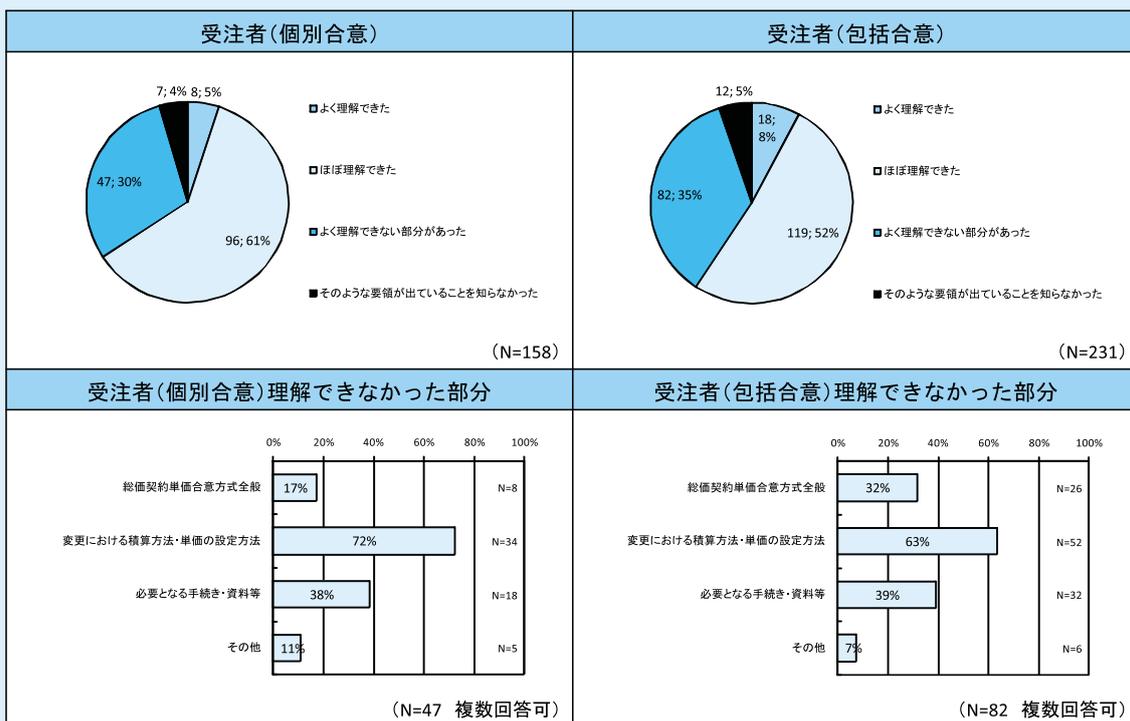
単価個別合意方式のアンケート結果(図-3)に比べて、受注者がメリットを感じたという意見が大きく減少しているのが分かります。単価包括合意方式は、個々の単価について単価合意を行うものではないため、受注者がメリットを感じたという意見が少ないのは当然の結果とも考えられます。

#### (4) その他全般のアンケート結果

##### ① 総価契約単価合意方式の理解度

受注者に総価契約単価合意方式の理解度を問う設問に対して、実施要領等の公表資料で本方式の実施内容を理解できたのは、「良く理解できた」と「ほぼ理解できた」をあわせて単価個別合意方式では66%、単価包括合意方式では60%との結果が得られました。理解できなかった部分は、単価個別合意方式、単価包括合意方式ともに「変更における積算方法・単価の設定方法」が最も多く、ついで「必要となる手続き・資料等」が多い結果となりました(図-6)。

総じて総価契約単価合意方式についての理解度が高いとは言い難く、設計変更時に用いる単価の



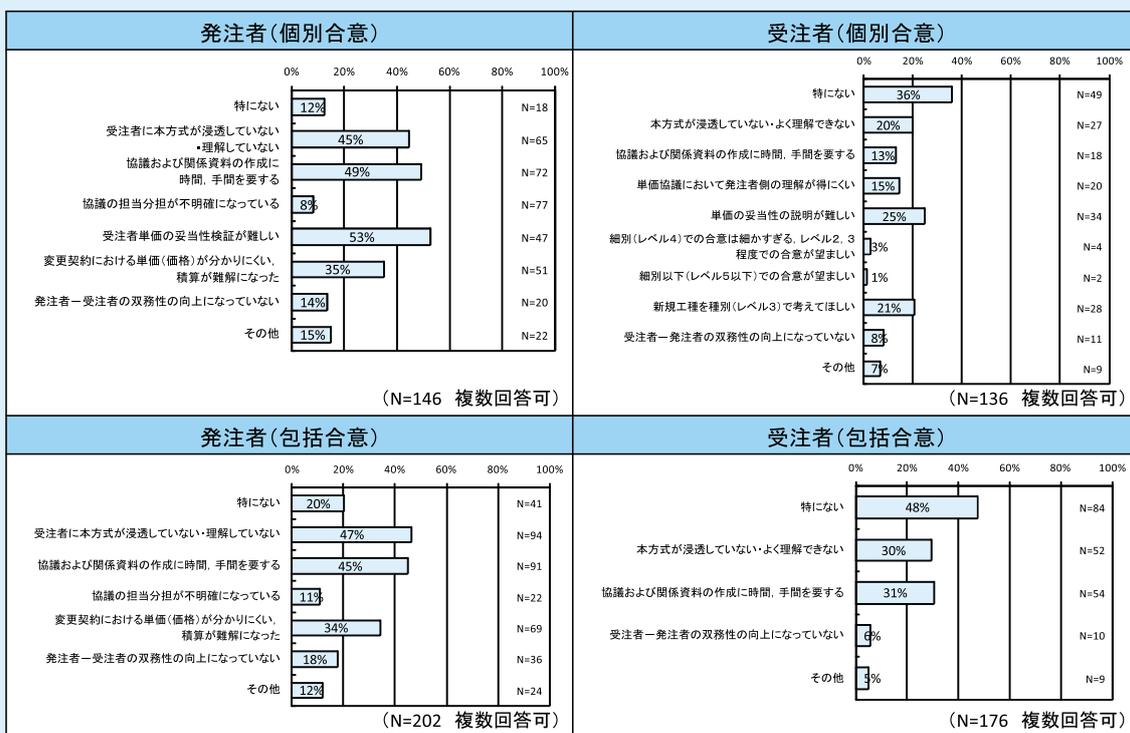
図一六 問「実施要領」等の公表された資料により本方式を理解することができましたか

設定方法や共通仮設費(率分),現場管理費(率分),一般管理費等の間接費の算出方法など設計変更時における発注者の積算の考え方,および単価協議時に必要な資料など事例を用いて説明した受注者

向けマニュアルの整備が有効と考えられます。

② 総価契約単価合意方式の課題

総価契約単価合意方式の課題を問う設問(複数回答)に対して,個別合意方式の場合「受注者に



図一七 問 総価契約単価合意方式の適用で,課題と感じた点はありませんか

本方式が浸透していない・理解していない」が発注者は45%、受注者は20%、との結果が得られました。さらに「協議および関係資料の作成に時間、手間を要する」が発注者は49%、受注者は13%、「受注者単価の妥当性検証（説明）が難しい」が発注者は53%、受注者は25%、との結果が得られました（図-7）。

受注者に比較して発注者の課題意識が高く、また負担感も大きいことが明らかになり、総価契約単価合意方式の実施要領等を改善することにより、各種手続き・作業の効率化を図る必要が考えられます。

#### 4. アンケート調査結果を踏まえた改善点の概要

総価契約単価合意方式を導入したことにより、受注者からは「予定していた単価で合意できた」「企業経営上工事の採算の判断等がしやすくなった」「落札率による一律圧縮ではなくなり、より

実態にあった変更契約に近づいた」など一定の評価を得られた一方で、「総価契約単価合意方式の浸透不足、理解不足」「協議や関係資料の作成に時間や手間を要する」「単価の妥当性判断や妥当性の説明が難しい」「変更契約における単価がわかりにくい」といった改善を求める意見もあり、総価契約単価合意方式の導入の背景・目的にかんがみ、「総価契約単価合意方式の実施について」および「総価契約単価合意方式実施要領の解説」について、平成23年9月14日付けで見直しを実施し、平成23年10月1日以降に入札手続を開始する工事から適用することとしました。

具体的には、「請負代金内訳書の提出期間および単価協議期間の確保」「間接費の算出方法の解説」「工事費構成書の提示」について見直したところです。

#### (1) 請負代金内訳書の提出期間および単価協議期間の確保

分任官工事等で個別合意方式を選択した場合の

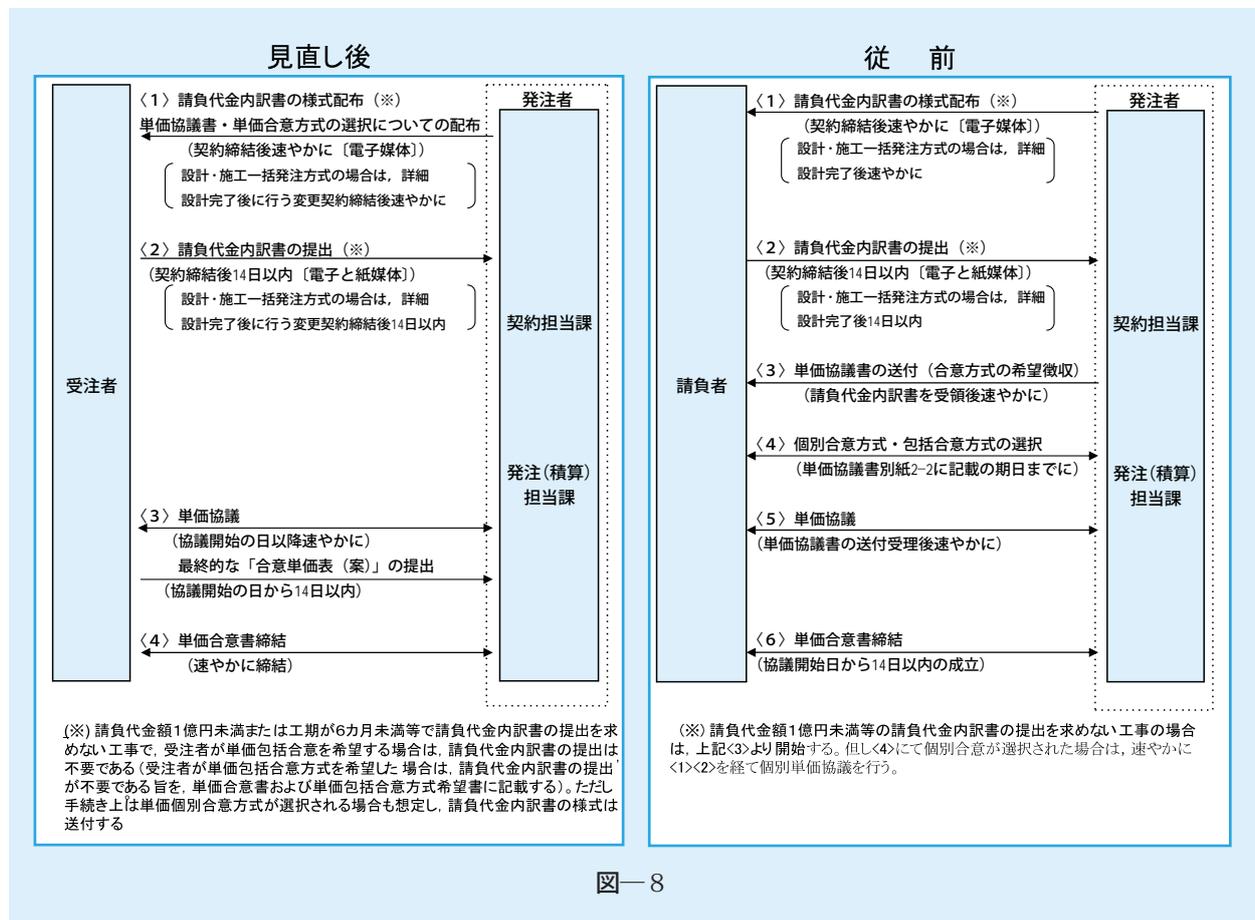


図-8

手続きフローを図一8に示します。

従前は、請負代金内訳書の様式を配布し、受注者から請負代金内訳書の提出を受けてから単価合意方式について、個別または包括の選択を行うこととしていましたが、図中の（※）にあるように、請負代金1億円未満等請負代金内訳書の提出を求めない工事については、〈3〉個別合意方式・包括合意方式の選択から始まり、個別合意方式を選択した場合のみ〈1〉請負代金内訳書の様式を配布することになります。請負代金内訳書の提出期限は、工事請負契約書の中で、契約後14日以内に提出することが義務付けられているため、この場合、個別・包括合意方式の選択に期間を要した場合には、請負代金内訳書を作成する期間が十分確保できないことが想定されます。

また、単価協議の期間について、従前は単価協議開始の日から14日以内に単価合意書を締結することとしていましたが、単価合意書の取り交わしの期間等を考慮すると、単価協議を行える期間が14日間確保することが困難なことが想定されます。

このようなことから、契約締結後速やかに「請負代金内訳書の様式」「単価協議書」「単価合意方式の選択について」を一括で受注者に送付することにより、受注者が単価個別合意方式を選択した場合においても、請負代金内訳書の作成期間を十分確保することが可能となります。また、単価合意書の締結を単価協議後速やかに締結することとしたことにより、単価協議の期間を全てにおいて14日間確保することが可能となりました。

なお、今回の見直しに伴って、契約締結後から単価合意書の締結までの期間については、従前と同様に、約30日間程度と考えています。

## (2) 間接費の算出方法の解説

間接費の算出方法については、従前は単価個別合意方式の場合の具体的な数値を用いた計算例を「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に記載

していましたが、アンケート調査結果を踏まえ、単価包括合意方式の場合についても具体的な数値を用いた計算例を記載することとしました。

## (3) 工事費構成書の提示

工事費構成書については、従前から請負代金内訳書の提出があった場合に、受注者は、発注者に対して工事費構成書の提示を求めることができましたが、請負代金内訳書の提出の義務がない工事（請負代金が1億円未満の工事または、工期が6カ月未満の工事）で、単価包括合意方式を選択した受注者は、請負代金内訳書の提出義務がないため、工事費構成書の提示を求めることができませんでした。しかしながら、総価契約単価合意方式は、設計変更における協議の円滑化を図ることも目的としていることから、請負代金内訳書の提出の必要がない工事についても、請負代金内訳書が提出された場合は、工事費構成書の提示を求めることができることとしました。

## 5. さいごに

総価契約単価合意方式を導入し、1年半以上経過したところですが、設計変更時に用いる発注者側の積算単価の考え方が分からない、単価協議時に必要な説明資料が分からない等の意見がアンケート調査からも数多く寄せられています。契約変更協議等の円滑化を図ることを目的に導入した総価契約単価合意方式であることから、受注者向けマニュアルの整備が必要と考えているところです。

おわりに、総価契約単価合意方式の取り組みが、受発注者間において変更協議等を円滑にし、双務性の向上につながり、引いては受発注者間で良きパートナーシップのもと、より良い社会資本整備につながることを期待します。